

第16号議案

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年2月19日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，共生型地域密着型通所介護の事業の人員及び運営に係る規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と，改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第3章（略） 第3章の2 地域密着型通所介護 第1節～第4節（略） <u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第61条の20の2・第61条の20の3）</u> 第6節（略） 第4章～第9章（略） 附則 （定義） 第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。	目次 第1章～第3章（略） 第3章の2 地域密着型通所介護 第1節～第4節（略） 第5節（略） 第4章～第9章（略） 附則 （定義） 第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

改正後	改正前
<p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。</u></p> <p><u>(7) (略)</u> (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(5)・(6) (略) (地域密着型通所介護計画の作成)</p> <p>第61条の10 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。 (準用)</p> <p>第61条の20 (略) <u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準</u> <u>(共生型地域密着型通所介護の基準)</u></p> <p><u>第61条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス (以下この条及び次条において「共生型地域密着型通</u></p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) (略)</u> (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(5)・(6) (略) (地域密着型通所介護計画の作成)</p> <p>第61条の10 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 <u>指定</u>地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。 (準用)</p> <p>第61条の20 (略)</p>

改正後	改正前
<p>所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。)第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。),指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。),指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。),指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員,設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい,主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい,主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は,次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。),指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156</p>	

改正後	改正前
<p><u>条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p>(準用)</p> <p><u>第61条の20の3 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第55条、第61条の2、第61条の4及び第61条の5第4項並びに前節（第61条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。こ</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>の場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第61条の12に規定する運営規程をいう。第36条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項及び第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第4号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第6節（略） （従業者の員数）</p> <p>第63条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。））に併設されていない事業</p>	<p>第5節（略） （従業者の員数）</p> <p>第63条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応</p>

改正後	改正前
<p>所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，共生型地域密着型通所介護の事業の人員及び運営に係る規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 共生型地域密着型通所介護（※）の人員及び運営に関する基準を次のとおり新たに定める。（第61条の20の2及び第61条の20の3関係）

※ 共生型地域密着型通所介護とは，居宅要介護者について，障害福祉サービス事業所等に通わせ，入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

ア 基本方針

共生型地域密着型通所介護事業は，要介護状態となった場合においても，可能な限り居宅において，自立した日常生活を営むことができるよう，日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより，社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。（第61条の2準用）

イ 人員に関する基準

基準（関係条項）	障害福祉サービス事業所等の種別	配置基準
(ア) 従業者の員数 （第61条の20の2第1号）	指定生活介護事業所 指定自立訓練（機能訓練）事業所 指定自立訓練（生活訓練）事業所 指定児童発達支援事業所 指定放課後等デイサービス事業所	利用者の数を指定生活介護等の利用者と共生型地域密着型通所介護の利用者の合計数とした場合の当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上

基準（関係条項）	配置基準
(イ) 管理者 （第61条の4準用）	a 常勤1人（専従） b 管理上支障がない場合は、当該共生型地域密着型通所介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できる。

ウ 運営に関する基準

基準（関係条項）	基準の内容
(ア) 内容及び手続の説明及び同意 （第11条準用）	a あらかじめ利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要等サービス選択に関する重要事項を文書で説明、同意を得て、提供を開始する。 b 重要事項を文書の交付に代えて、電磁的方法により提供することができる。
(イ) 提供拒否の禁止 （第12条準用）	正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。
(ウ) サービス提供困難時の対応 （第13条準用）	事業実施地域の関係で適切なサービス提供が困難な場合は、当該利用申込者の居宅介護支援事業者への連絡や他の事業者への紹介等を行う。
(エ) 受給資格等の確認 （第14条準用）	a 事業者は、サービスの提供を求められたときは、被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。 b 被保険者証に認定審査会の意見の記載があるときは、当該意見に配慮してサービスを提供する。
(オ) 要介護認定の申請に係る援助 （第15条準用）	事業者は、要介護認定を受けていない利用申込者の要介護認定申請（更新申請を含む。）を援助する。
(カ) 指定居宅介護支援事業者等との連携 （第17条準用）	居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、サービス提供終了時には、居宅介護支援事業者に利用者に関する情報を提供する。
(キ) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 （第18条準用）	事業者は、サービスの提供の際には、利用申込者又は家族に対し、届出等について説明し、法定代理受領サービスを受けるための必要な援助を行う。
(ク) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 （第19条準用）	居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画に沿ったサービスを提供する。
(ケ) 居宅サービス計画等の変更の援助 （第20条準用）	事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡等、必要な援助を行う。
(コ) サービスの提供の記録 （第22条準用）	a サービス提供日及び内容、法定代理受領サービス費用の額等を居宅サービス計画記載の書面等に記録する。 b 利用者から申出があった場合は、文書の交付等によりサービス内容の情報を提供する。

(サ) 保険給付の請求のための証明書の交付 (第24条準用)	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用等を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。
(シ) 利用者に関する市への通知 (第30条準用)	利用者が正当な理由なく指示に従わず要介護状態の度を悪化させたときや不正な受給があるとき等は、意見を付して市に通知する。
(ス) 掲示 (第36条準用)	事業者は、見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制等その他利用申込者のサービス選択に資する重要事項を掲示する。
(セ) 秘密保持等 (第37条準用)	a サービス従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。 b 事業者は、従業者であった者が正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。 c サービス担当者会議等で利用者等の個人情報を用いる場合は、当該利用者等の同意をあらかじめ文書により得ておく。
(ソ) 広告 (第38条準用)	事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。
(タ) 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 (第39条準用)	事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
(チ) 苦情処理 (第40条準用)	a 利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の措置を講じ、苦情の内容等を記録する。 b 市からの文書等の物件の提出若しくは提示の求め又は質問若しくは照会に応じ、市又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。 c 市又は国民健康保険団体連合会から求められた場合は、その改善の内容を報告する。
(ツ) 会計の区分 (第43条準用)	事業所ごとに経理を区分するとともに、各介護サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分する。
(テ) 緊急時等の対応 (第55条準用)	利用者に病状の急変が生じた場合等は、主治の医師へ連絡を行う等の措置を講じなければならない。
(ト) 設備及び備品等 (第61条の5第4項準用)	事業者は、当該共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、宿泊サービスを提供する場合には、その内容を提供の開始前に市長に届け出る。
(ナ) 心身の状況等の把握 (第61条の6準用)	事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、心身の状況、置かれている環境、他のサービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
(ニ) 利用料等の受領 (第61条の7準用)	a 法定代理受領サービスに該当する共生型地域密着型通所介護を提供した際は、基準額から事業者を支払われるサービス費を控除した額の支払を受ける。 b 法定代理受領サービスに該当しない共生型地域密着型通所介護を提供した際に支払を受ける利用料の額と基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 c 事業者は、a及びbの支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額

	<p>の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(a) 通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に行う送迎に要する費用</p> <p>(b) 通常要する時間を超える共生型地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる基準額を超える費用</p> <p>(c) 食事の提供に要する費用</p> <p>(d) おむつ代</p> <p>(e) (a)から(d)までのほか、日常生活においても通常必要となる費用</p> <p>d cの費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、その内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>
(x) 基本取扱方針 (第61条の8準用)	<p>a 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>b 事業者は、自ら提供する共生型地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>
(㊦) 具体的取扱方針 (第61条の9準用)	<p>a 利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図り、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行う。</p> <p>b 利用者の人格を尊重し、それぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行う。</p> <p>c (イ) aの共生型地域密着型通所介護計画に基づき、機能訓練及び必要な援助を行う。</p> <p>d 従業者は、利用者又は家族にサービスの提供方法等について説明を行う。</p> <p>e 適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。</p> <p>f 事業者は、利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って提供する。</p>
(イ) 共生型地域密着型通所介護計画の作成 (第61条の10準用)	<p>a 管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した共生型地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>b 共生型地域密着型通所介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>c 管理者は、共生型地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>d 管理者は、共生型地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>e 従業者は、それぞれの利用者について、共生型地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p>
(ハ) 管理者の責務 (第61条の11準用)	<p>a 管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。</p> <p>b 管理者は、従業者にウの運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。</p>

<p>(イ) 運営規程 (第61条の12準用)</p>	<p>事業者は、事業所ごとに次に掲げる事業の運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>a 目的及び運営の方針 b 従業者の職種、員数及び職務の内容 c 営業日及び営業時間 d 利用定員 e 内容及び利用料その他の費用の額 f 通常の事業の実施地域 g 利用に当たっての留意事項 h 緊急時等における対応方法 i 非常災害対策 j その他運営に関する重要事項</p>
<p>(ロ) 勤務体制の確保等 (第61条の13準用)</p>	<p>a 事業者は、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。 b 事業者は、事業所ごとに当該事業所の従業者によって共生型地域密着型通所介護を提供しなければならない。 c 事業者は、従業者の研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>(ハ) 定員の遵守 (第61条の14準用)</p>	<p>事業者は、利用定員を超えて共生型地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。</p>
<p>(ニ) 非常災害対策 (第61条の15準用)</p>	<p>事業者は、具体的計画を立て、通報及び連携体制を整備し、従業者に周知するとともに、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>
<p>(ホ) 衛生管理等 (第61条の16準用)</p>	<p>a 事業者は、施設、食器その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 b 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>
<p>(ヘ) 地域との連携等 (第61条の17準用)</p>	<p>a 事業者は、次に掲げる者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>(a) 利用者及び利用者の家族 (b) 地域住民の代表者 (c) 市又は地域包括支援センターの職員 (d) 通所介護について知見を有する者</p> <p>b 事業者は、aの報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表しなければならない。</p> <p>c 事業者は、事業の運営に当たっては、住民等との連携及び協力を図る等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>d 事業者は、苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業等に協力するよう努めなければならない。</p> <p>e 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して共生型地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても提供を行うよう努めなければならない。</p>

<p>(㌻) 事故発生時の対応 (第61条の18準用)</p>	<p>a 事業者は、事故が発生した場合は、市、家族、利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行い、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>b 事業者は、aの事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>c 事業者は、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>
<p>(㌼) 記録の整備 (第61条の19準用)</p>	<p>a 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>b 事業者は、共生型地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(a) 共生型地域密着型通所介護計画</p> <p>(b) 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(c) 市への通知に係る記録</p> <p>(d) 苦情の内容等の記録</p> <p>(e) (㌻) bの事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p> <p>(f) (㌼) bの報告、評価、要望、助言等の記録</p>
<p>(㌽) 技術的支援 (第61条の20の2第2号)</p>	<p>指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>

(2) その他規定の整理

3 施行期日

平成31年4月1日

1 共生型サービスについて

- (1) 介護保険優先原則の下では、障がい者が高齢になり介護保険の被保険者となった場合、その障がい者がそれまで利用してきた障害福祉サービス事業所が、介護保険サービス事業所としての指定を併せて受けていなければ、その障がい者は、それまで利用していた馴染みの障害福祉サービス事業所とは別の介護保険サービス事業所を利用しなければならないなどの利用者の利便性や人材の確保等に課題があった。介護保険法の訪問介護、通所介護等のサービスについて、児童福祉法又は障害者総合支援法の指定を受けている事業所から指定の申請があった場合、都道府県または市町村の条例で定める基準を満たしているときは、「共生型サービス」として指定を行い、65歳以上の障がい者が引き続き障害福祉サービス事業所を利用することが可能となった。
- (2) 共生型サービスは、平成30年4月1日から新設されたサービスであるが、その基準については、同日から1年を超えない期間内において条例を改正するまでの間は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）を適用することとする経過措置が設けられている。

2 条例で定める基準について

省令で定められている内容に基づいて、現行の本市における地域密着型サービス事業所の運営実態を検証した結果、省令の「従うべき基準」については、それぞれの基準に準じ、同一内容とし、「参酌すべき基準」についても、下記(2)の市の独自基準を除き、同一内容とする。

(1) 省令の基準

- ア 「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものをいう。
- イ 「参酌すべき基準」とは、自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものをいう。

省令（基準の種類）	条例	内容
第37条の2第1号（従う）	第61条の20の2第1号	共生型地域密着型通所介護の基準
第37条の2第2号（参酌）	第61条の20の2第2号	
第37条の3（従う）	第61条の20の3において準用する第11条, 第12条, 第37条, 第61条の4及び第61条の18	準用
第37条の3（参酌）	第61条の20の3において準用する第11条, 第12条, 第37条, 第61条の4及び第61条の18の規定以外の規定	

(2) 市の独自基準（第61条の20の3関係）

省令（基準の種類）	条例	内容
第36条第2項（参酌）	第61条の19第2項（記録の整備）	省令においては、「事業者は、利用者に対する共生型地域密着型通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。」とされているが、介護報酬の返還請求の時効は5年とされており、その請求の根拠となるサービス提供の記録についても5年間の保存が適当であると考えられるため、条例においては、5年間保存しなければならないこととする。